

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第10号

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第24条中「1週間の勤務日」を「条例第28条第2項の規定による通勤に係る費用弁償の額は、1週間の勤務時間が割り振られた日」に、「の通勤に係る費用弁償の額は、通勤した日1日につき別表第3に定めるとおり」を「にあつては、別表第3に定める日額に通勤した日数を乗じて得た額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する会計年度任用職員で、駐車場等（給与条例第8条の2第3項に規定する駐車場等をいう。第1号において同じ。）を利用し、その料金を負担することを常例とするものの通勤に係る費用弁償の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる費用弁償の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る費用弁償 日額250円に通勤した日数を乗じて得た額。
ただし、1月当たりの駐車場等の料金として実際に支払った額を上限とする。

(2) 前号に掲げる費用弁償以外の通勤に係る費用弁償 前項の規定による額
別表第2を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

職種	時間額
一般行政事務	1, 230円
清掃作業員、調理員	1, 300円
調理補助員	1, 220円
保育士、保育教諭、幼稚園講師	1, 640円
保育指導員	1, 560円
保育補助員	1, 370円

用務員	1, 220円
用務員兼調理員、栄養士、管理栄養士	1, 350円
手話通訳者	1, 560円
訪問支援員	1, 280円
保健師、看護師、助産師	1, 660円
精神保健福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、公認心理師、臨床心理士	1, 630円
視能訓練士	1, 630円
介護支援専門員	1, 670円
小学校講師、中学校講師	2, 900円
部活動指導員、地域クラブ指導員	1, 720円
教育指導員	1, 630円
養護教諭	1, 660円
特別支援教育支援員	1, 410円
学童保育指導員	1, 420円
消費生活相談員	1, 860円
司書	1, 280円
水泳指導補助員	1, 220円
上記以外の職種	職務の内容に応じ市長が定める額

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。